

## ●香川県告示第130号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成30年4月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

沿岸名	漁港名	地区海岸名	海 岸 保 全 区 域
燧灘沿岸	箕浦漁港	箕浦漁港海岸	<p>1 指定場所 観音寺市豊浜町箕浦字大西、字西浜地先</p> <p>2 指定区域 基点1、基点2、基点3、基点4、基点5、基点6、基点7、基点8、基点9、基点10、基点11、基点12、基点13、補助点3、補助点2及び補助点1を順次直線で結んだ線並びに補助点1から基点1に左回りの箕浦漁港西防波堤基部を中心とした半径500m円弧に沿って結んだ線により囲まれた区域</p> <p>3 基点及び補助点の表示（角度の表示は、方向角とする。）</p> <p>基点1 観音寺市豊浜町箕浦字大西甲2504番地先の標杭</p> <p>基点2 基点1から80度01分、116.4メートルの地点</p> <p>基点3 基点2から79度55分、78.9メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から80度03分、90.0メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から52度53分、30.6メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から40度58分、15.9メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から136度45分、3.1メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から40度00分、37.4メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から131度31分、2.9メートルの地点</p> <p>基点10 基点9から34度57分、44.9メートルの地点</p> <p>基点11 基点10から32度11分、26.0メートルの地点</p> <p>基点12 基点11から32度01分、42.3メートルの地点</p> <p>基点13 基点12から31度17分、51.3メートルの地点</p> <p>補助点1 基点1から339度58分、73.2メートルの地点</p> <p>補助点2 基点5から347度43分、58.4メートルの地点</p> <p>補助点3 基点13から302度37分、50.0メートルの地点</p>